

# 長期固定金利型住宅ローン「フラット 35」

令和元年 10 月 1 日現在

1. 商品名	長期固定金利型住宅ローン「フラット 35」						
2. 融資対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申込時年齢 70 歳未満で完済時年齢 80 歳未満の方</li> <li>・ 日本国籍の方または永住許可などを受けている外国人の方</li> <li>・ 安定した収入のある方</li> <li>・ フラット 35 とその他の借入を合わせたすべてのお借入れ（注）の年間返済額が次の基準を満たしている方</li> </ul> <p>（注）すべてのお借入れとは、フラット 35 以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン（クレジットによるキャッシングや商品の分割払いによる購入を含みます）</p> <p><b>【年間所得に対する返済比率】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年税込年収</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400 万未満</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>400 万以上</td> <td>35%以下</td> </tr> </tbody> </table>	前年税込年収	比率	400 万未満	30%以下	400 万以上	35%以下
前年税込年収	比率						
400 万未満	30%以下						
400 万以上	35%以下						
3. 資金使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申込本人または親族が居住するための新築住宅の建設・購入、中古住宅の購入資金</li> <li>・ 申込本人が居住するための住宅（主として居住の用に供している住宅以外）の建設または購入資金</li> </ul> <p>※借換資金やリフォーム資金は対象外です</p>						
4. 融資金額	・ 100 万円以上 8,000 万円以下（1 万円単位）で建設費または購入価額の範囲内						
5. 融資期間	<p>次のいずれか短い方であること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15 年以上 35 年以内（1 年単位）（但し、申込本人の年齢が 60 歳以上の場合は 10 年以上）</li> <li>・ 完済時の年齢が 80 歳となるまでの年数</li> </ul>						
6. 融資利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全期間固定金利（住宅金融支援機構債権の利率を基に当金庫が毎月決定）</li> <li>・ 資金受取時の金利が適用されます</li> </ul>						
7. 返済方法	・ 毎月元利均等分割返済または元金均等分割返済（融資額の 40%以内でボーナス返済可）						
8. 担保	・ 敷地および建物に（独）住宅金融支援機構を第一順位とする抵当権を設定していただきます						
9. 保証人保証料	・ 不要						
10. 融資形式	・ 証書貸付						
11. 融資事務手数料	<p>次のいずれかをお支払いただきます</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定額方式：55,000 円（消費税込）</li> <li>・ 定率方式：融資額×2.20%</li> </ul>						
12. 繰上返済手数料	・ 必要ありません						
13. 団体信用生命保険	・ 住宅金融支援機構の団体信用生命保険の利用が可能（保険料は本人負担で毎年払い）						
14. 火災保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資対象となる住宅に任意の火災保険を付けていただきます</li> <li>・ 敷地に抵当権を設定しない場合、住宅金融支援機構を第一順位とする質権を設定していただきます</li> </ul>						
15. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業推進部お客さまの声担当（9 時～17 時、電話：0120-0988-50）にお申し出ください。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 静岡県弁護士会（電話：054-252-0008）及び東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てしていただくことも可能です。</p>						
16. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お申し込みには事前の審査をさせていただきます</li> <li>・ 結果によってはご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください</li> <li>・ 現在の融資利率やご返済額の試算については当金庫の本支店にお問い合わせください</li> </ul>						